平成２６年（フ）第５４０号
東京都三鷹市中原４丁目35番３―202号
債務者　福崎　成人
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８９号
長崎県佐世保市白木町78番地、前住所長崎県佐世保市吉岡町90番地45　吉岡団地Ｂ棟205
債務者　辻田　健之（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９６号
長崎県佐世保市新田町352番地　２―１棟204号、前住所長崎県佐世保市新田町352番地１―２―201
債務者　谷口テル子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第５２５号
東京都立川市幸町２丁目20番地の１
債務者　大丸　　肇
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５２６号
東京都立川市幸町２丁目20番地の１
債務者　大丸美津枝
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０４号
東京都立川市高松町１丁目23番５号フォーブル高松町ＮＯ１―103号
債務者　水野　　修
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６３８号
東京都町田市図師町1446番地３クロワトール203
債務者　清家　千鶴
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３５号
長崎県佐世保市吉井町直谷1170番地　直谷団地89―Ｃ―105
債務者　山口久美子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

財産状況報告集会等期日変更

平成２５年（フ）第７６号
福岡県大川市大字小保678番地の５
破産者　株式会社江口製材所
本件財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日（平成26年10月29日午前10時30分）を平成26年11月５日午後１時30分に変更する。
平成26年７月31日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
福岡県大川市大字小保678番地５
破産者　江口　孝範
本件財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日（平成26年10月29日午前10時30分）を平成26年11月５日午後１時30分に変更する。
平成26年７月31日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
福岡県大川市大字小保678番地５
破産者　江口　法子
本件財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日（平成26年10月29日午前10時30分）を平成26年11月５日午後１時30分に変更する。
平成26年７月31日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３０１号
奈良県香芝市鎌田495番地３
破産者　金田　亨士
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
奈良県橿原市曽我町1071番地の６　ＭＹＳメゾン２―105号室、開始決定時の住所奈良県橿原市東坊城町675番地の７
破産者　橋本紙工こと　橋本伊佐夫
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
奈良県北葛城郡王寺町畠田８丁目1559番地の10、前住所奈良県北葛城郡王寺町久度５丁目３番47―501号
破産者　アルファーウェブシステムこと　荒古　泰嘉
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
札幌市東区東苗穂４条１丁目８番12号　沼田第一マンション102号、開始決定時の住所札幌市北区太平１条１丁目１番10号
破産者　越田　美幸（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２６号
埼玉県朝霞市岡３丁目10番37号
破産者　工藤　正人
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３６２号
さいたま市桜区西堀９丁目14番１―401号
破産者　長岡　祐司
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係